

平成20年度の 国保税についてお知らせします！

● 主な改正点(変更) ●

① 国保税に新たに後期支援分の区分が新設

長寿医療制度(後期高齢者医療制度)の創設により、国民健康保険税に後期支援分の区分が新たに新設されましたが、保険税全体の税率については、平成19年度分と同様の税率となっております。

○平成19年度 || ○平成20年度

(医療分の税率) || (医療分の税率)+(後期支援分の税率)

(介護分の税率) || (介護分の税率)

② 特別徴収(年金天引き)制度の新設

③ 2割軽減の申請を廃止(申請が不要となります。)

均等割額および平等割額の2割軽減の適用については、従来は7月末日までの申請書の提出により軽減措置を実施しておりましたが、平成20年度からは7割・5割軽減と同様に、申請書の提出は不要となります。

④ 公的年金等控除の見直し等に伴う経過措置が終了します。

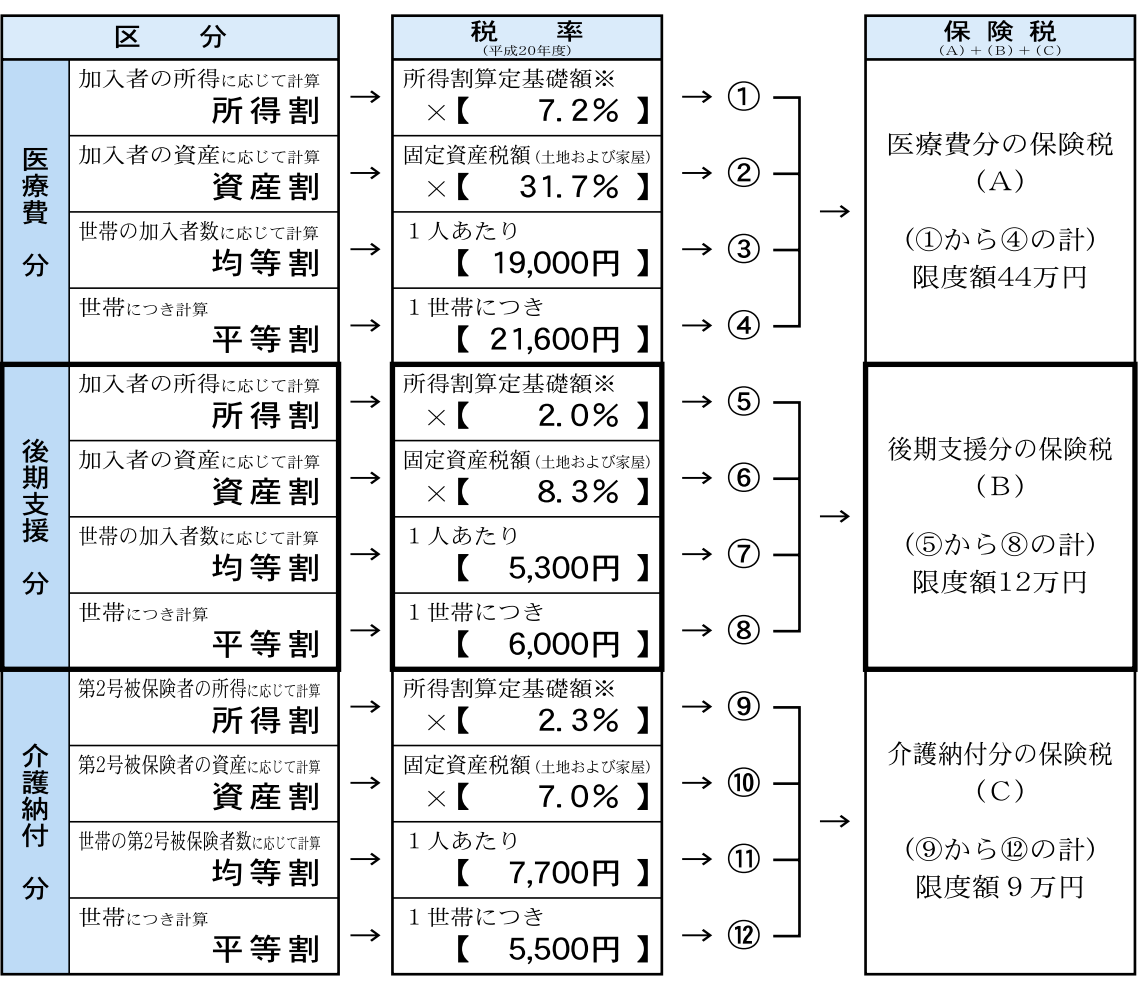
公的年金等控除の見直しおよび老年人者控除の廃止の影響を受ける被保険者について、激変緩和措置として、平成18年度から2年間適用していた保険税の算定の際の特別控除(平成18年度(13万円)、平成19年度(7万円))が終了します。

この結果、前年度(平成19年度)と公的年金収入金額が同額でも保険税が高くなる場合があります。

⑤ 後期高齢者医療制度の創設に伴う軽減制度の新設(申請が必要です。)

75歳以上の方が被用者保険から後期高齢者医療制度に移行することにより、その被扶養者(65歳から74歳)が国民健康保険税に加入する場合は、申請により、2年間、被保険者1人あたりで賦課される保険税が半額に、さらに、被保険者が1人の場合には、世帯別で賦課される保険税も半額になります。

● 保険税の計算方法 ●



※保険税賦課限度額：計算した保険税が、医療費分44万円、後期支援分12万円、介護納付分9万円を超えた場合は、それぞれ44万円、12万円、9万円となり、この場合の保険税額は65万円となります。

《今月は、国民健康保険税・介護保険料1期分の納付月です。》
忘れず納期限内に納めましょう。

2008年(平成20年)7月5日
広報こまつま